

発行：川崎市総合企画局政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 TEL：044(200)3708/FAX：044(200)3800

E-mail：20ziti@city.kawasaki.jp URL：http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm

## 第四回自治基本条例検討委員会が開催されました

～自治基本条例について活発な討論が行われました～

平成一六年一月一五日(水)に第四回の検討委員会が高津区役所第一会議室で開催されました。今回は、第二回の検討委員会の議論を踏まえて、市民、行政、議会の関係性について、具体的な議論が行われました。

はじめに小島副委員長から、行政の役割・責任とは？、議会の役割・責任とは？、市民と行政の関係とは？、市民と議会の関係とは？、議会と行政の関係とは？という五つの検討項目のポイントについて説明があり、これを受けて議論が進められました。多岐にわたる議論で、自治体、行政、議会の関係性が分かりにくいといった指摘がなされ、関係図を作成して議論したグループもありました。ただ、基本条例に関する議論は、今回で三回目ということもあって、各グループでは活発な議論が行われていました(検討項目の概要は下図参照)。この内容については、今後作成される中間報告、最終報告に反映させていくこととなります。

次回は、区のあり方、市民活動の推進、自治とコミュニティについて、議論を深めていきます。

第五回	二月 五日(木)	一八時三〇分	於	高津区役所第一会議室
第六回	二月二六日(木)	一八時三〇分	於	高津区役所第一会議室
第七回	三月二六日(金)	一八時三〇分	於	高津区役所保健ホール

傍聴が可能ですので、関心のある方はお越しください。



委員会の開催に先立ち、世話人会が行われました。



グループ討議も2回目。世話人を中心にまとめがおこなわれました。



行政、市民、議会などの役割・責務について、様々な意見が出されました。



各グループの発表に関連して質疑が行われました。

### 行政の役割・責任とは？

行政の位置づけは？  
・・・首長=執行機関？  
議会などの意思決定を実際に行うもの？  
行政の役割と責任とは？  
サービスの仕方はどうあるべきか？  
暮らしの相談窓口

### 議会の役割・責任とは？

・・・議会=議事機関？  
自治体の最高意思を決定するもの？  
議会の位置づけは？  
議会の果たす役割って何？  
市民意見をどのように議会に反映するの？  
市民意見を聞く努力が必要  
議会自身がよりよく機能するためには？  
自治体における議会・市民・行政の関係って何？  
自治体とともに構成する主体・・・  
市民が主役、行政・議会はサポート役・・・

### 市民と行政の関係とは？

市民と行政の関係はどうあるべきか？  
行政サービスの減少分は、市民が“動く”ことで対応  
協働のあり方、パートナーシップのあり方とは？  
協働にあたっての市民と行政の関係とは？  
・・・平等？、委託者と受託者？、主権者？、納税者？・・・  
市民と行政の協働をどのように実現するの？  
アウトソーシング  
行政施策へ市民参加が促進される仕組みとは？  
市民参画  
参加のルール どの段階から？ どのような棲み分けで？  
どのような仕組みで？  
市民同士の合意形成がスムーズに行われるためには？ その仕組みとは？

### 市民と議会の関係とは？

議会と市民の関係はどうあるべきか？  
市民に身近な議会  
市民が統制できる議会 直接請求(議会解散請求・解職請求)

### 議会と行政の関係とは？

議会と行政の関係はどうあるべきか？

# 第一回学習会の開催について

平成一六年一月二四日(土)に、世話人会の主催による第一回の学習会が高津区役所第一会議室で次のとおり行われました。

川崎市の条例の全体像について

総合企画局政策部主幹 海老名富夫

川崎市におけるこれまでの自治の取組と現状について

総合企画局政策部主幹 伊藤和良

「川崎市の条例の全体像について」では、自治体の立法としての条例の位置付け、そして国会の策定する法律との関係性、条例と規則の関係性など、条例の総論的な内容とともに、福祉、まちづくりなど様々な領域別の条例を挙げながら、具体的な川崎市の条例体系、そして協働、参画、参加などを規定している条例について、自治基本条例との関係性について言及しながら話が行われました。これまでの検討委員会の中では、「条例という」と難しい」というコメントがしばしば聞かれましたが、この話を通じて条例に対する理解が少しでも深まったとすれば幸いです。



世話人の主催で会が運営されています。



いつもは事務局の行政職員が委員の方の前に立ってお話をします。



様々な質問が寄せられました。



引き続き、「川崎市におけるこれまでの自治の取組と現状について」のお話が行われました。この中では、住民の反対運動などからはじまった自治の取組が、協働、パートナーシップというかたちに変わりつつある、さらに社会・経済状況の変化の中で、これまで行政が有していた公共性が変容しつつあり、市民的な公共性への関心が高まっている。ここで重要なのは、これまでの取組を踏まえ、現在の状況を確認しながら、自治基本条例として定めていくことであるとの指摘がなされました。

委員の方々とともに、一般の方も参加され、自治基本条例に対する関心の高さが感じられました。



## 自治キーワード

### 指定都市の区役所

地方自治法第二五〇条二〇では、現行の指定都市制度について、「市長に関する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする」と規定されており、区役所の設置が義務付けられています。

この意義としては、住民に身近な行政機関として、行政サービスにアクセスする際の移動コストをできる限り軽減するなど、市民の利便性を向上させること、大都市における膨大な事務量について、本庁と区役所の間で機能分担を行うことで行政運営の効率性を向上させること、市民に身近なところで、市民ニーズをよりの確に把握してそれを行政運営に反映させることなどがあげられます。

こうした機能のうち、市議会議員の選挙区が行政区を単位とされ、区に選挙管理委員会がおかれるなど、市民ニーズの把握、市民の意思を行政区で集約する機能も重要であると考えられますが、これまでは市民の利便性向上、行政運営の効率性向上の観点から、全国一律、全市一律のサービスを提供する機能が重視されてきたといえます。実際、公選の区長をおく特別区と比較すれば、指定都市の行政区の区長は事務吏員(行政職員)であるものとされ、その役割は大きく異なっています。

しかしながら、地方分権の流れの中で、市民ニーズを的確に把握すること、各区の実状にあった区の行政を運営していくことが要請されるようになり、協働型の事業を展開するなど、地域の協働の拠点としての機能が期待されるようになりつつあるといえます。

こうした状況を踏まえて、川崎市でも各区の独自予算の拡充、区を単位とした計画の策定作業などが進められています。

### 事務局から

一月には世話人会主催で学習会が開催され、委員の方々はメモを片手に行政職員の話に耳を傾けられていました。第四回の委員会では、行政と市民の関係性、協働などについて様々な意見が出されましたが、こうした策定過程そのものが行政と市民のあり方、協働のあり方などを示していくものではないかと思われました。